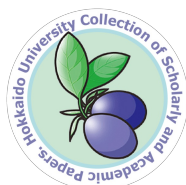




Title	実業補習学校・実業補習学校教員養成所における公民科の導入
Author(s)	武藤, 拓也
Citation	北海道大學教育學部紀要, 59, 167-184
Issue Date	1992-12
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/29394
Type	departmental bulletin paper
File Information	59_P167-184.pdf



実業補習学校・実業補習学校教員養成所に おける公民科の導入

武 藤 拓 也

The Introduction of “Kouminka” (Civics) in the Technical Continuation School and the Training School for Technical Continuation School Teachers

Takuya MUTOU

目 次

はじめに	167
1. 文部省の実業補習学校における公民科設置推進策	169
(1) 公民科設置の論理	169
(2) 公民科「特設」明記のための法令改正の意向	170
2. 実業補習学校における公民科設置の具体化	171
(1) 文部省主催実業補習教育講演会・協議会（1920年）	171
(2) 第1回全国実業補習学校長会議（1922年）	173
(3) 第1回全国実業補習教育大会（1925年）	175
3. 実業補習学校教員養成所における公民科設置の具体化	176
(1) 第1回全国実業補習学校教員養成所長会議（1924年）	176
(2) 実業補習学校教員養成所における「公民科」の設置状況	176
むすび	181

はじめに

文部省は1893年の実業補習学校規程によって実習補習学校を創設した。その後、1902年の実業補習学校規程改正により本格的な整備を始め、さらに1920年の実業補習学校規程改正により、目的規程をそれ以前の「実業教育および普通教育の補習」から「職業教育および公民教育」へと変更した。1935年には、1926年に設置された青年訓練所と統合し青年学校とする。1920年には、実業補習学校の専任教員の養成のため、実業補習学校教員養成所令および実業補習学校教員養成所令施行規則を制定し、実業補習学校教員養成所を設置した。

文部省は、1920年実業補習学校規定改正における実業補習学校の目的規定の変更後、1922年に実業補習学校標準学科課程を通牒で示し、後期の修身科では公民心得を教授するよう指導した。同年、実業補習学校公民科教授要綱の編纂を開始し、1924年に完成、公布する。また、これら一連の措置とともに、講習会、講演会等を開催し、制度の周知徹底をはかった。

かかる実業補習学校への公民科導入については、大森照夫、中野重人、諸富文紀各氏の先行諸研究¹⁾により、その大要が明らかとなつてはいるが、しかしなお、以下のような問題点がある。

中野、諸富両氏の研究においては、実業補習学校における公民科は法令上にその特設が明記さ

れていないが、中等諸学校における公民科は法令上にその特設が明記されているという相違から両者を区別して、前者は修身が発展的解消をしたもの、ないしは修身科と合体したものであり、後者は法制経済の延長上にあるものとの理解を示している。両氏ともに、中等諸学校の公民科教授要目（1930、31年成立）の内容・構成が実業補習学校公民科教授要綱のそれとほとんど同じであるという事実を指摘しているが、この事実と上記の理解は整合し難い。

また、大森氏は、実業補習学校公民科教授要綱は「適当なる科目において」公民科を教授することを規定しており、かかる位置づけでは実効をあげられるかどうか問題となったがゆえに、公民科特設についてしばしば議論がなされ、その結果実業補習学校では1930年に、中等学校では1931年に特設に至ったものとしている。しかし、実業補習学校公民科教授要綱には「適当なる科目において」という規定は無いし、また、1930年に実業補習学校において公民科は特設されてはいない。

このように、実業補習学校における公民科の導入については、未だ整合的理解が得られていないし、それゆえにまた、実業補習学校公民科について恣意的解釈が行われる可能性を残している。

本稿では、先行研究における上記の問題点をふまえ、実業補習学校への公民科導入について、文部省の意図はいかなるものであり、実業補習学校および実業補習学校教員養成所においてそれをいかに具体化したのかを検討する。特に、実業補習学校教員養成所は、地方における公民教育推進の中心たることを期待されていたのであり、そこでは文部省の政策が最も明瞭に具体化された。よって、実業補習学校教員養成所における公民科導入の実態を明らかにすることを重視した。

なお、本稿で検討する実業補習学校および実業補習学校教員養成所に関する諸法令中、公民教育に関する学科目を規定しているのは以下の諸事項である。

・改正実業補習学校規程（1920年12月17日）

第五条 実業補習学校ノ学科目ハ前期ニ在リテハ修身、国語、理科及職業ニ関スル学科目トシ後期ニ在リテハ修身、国語、数学及職業ニ関スル学科目トス…（中略）…必要ニ応シ歴史、地理、体操、法制、経済、簿記、外国語、其他ノ学科目ヨリ適宜選択シテ之ヲ加設スルコトヲ得

第八条 実業補習学校ニ於テハ適当ナル学科目ニ於テ法制上ノ知識其ノ他国民公民トシテ心得ヘキ事項ヲ授ケ又経済觀念ノ養成ニカムルヲ要ス…（後略）²⁾

・実業補習学校教員養成所令施行規則（1920年12月18日）

第二条 実業補習学校教員養成所ノ学科目ハ修身、教育、法制、経済並実業ニ関スル学科目及実習トス、但シ女子ニ付テハ家事裁縫ヲ加ヘ法制、経済ハ之ヲ欠クコトヲ得
（第二項 略）

第一項学科目ノ外、国語、数学、外国語、簿記、社会学大意、其他必要ナル学科目ヲ加設スルコトヲ得³⁾

・実業補習学科課程ニ関スル件（1922年2月15日）

男子の場合、前期の修身の内容が「道德ノ要旨」、後期の修身の内容が「公民心得」となっている。女子の場合は、前期の修身の内容が「道德ノ要旨 作法」、後期の修身の内容は「道德ノ

要旨 作法 公民心得」となっている⁴⁾。

1. 文部省の実業補習学校における公民科設置推進策

(1) 公民科設置の論理

1930、31年の中等諸学校における公民科特設にともなって開催された第1回公民教育講習会において、篠原英太郎（文部省普通学務局長）は彼の講演中「……此の（実業補習学校の—武藤）制度の下に於きましては未だ公民科の特設、独立の学科目を其の教育の内容に確立をすると云うことにはなつて居らぬのであります、是れが特設の一学科目となりましたのは、即ち先程来申して居ります師範学校、中学校、実業学校の新制度に基くものであるのでございます。」⁵⁾と述べた。

このように、実業学校規程、師範学校規程、中学校令施行規則の改正により特設を明記した中等諸学校における公民科の設置形態の新規性や重要性を強調するとき、「公民教育の歴史のようなものを若し将来書くと致しましたならば、大正九年制定の実業補習学校規程と云うものは極めて沿革上重要な価値があるものと言わなければならぬ」⁶⁾としながらも、実業補習学校における公民科の設置形態と中等諸学校におけるそれとの相違が露になるのであった。

では、文部省は、このように制度上特設が明記されてはいなかった実業補習学校における公民科の設置をいかなる論理で根拠づけ推進したのだろうか。以下、実業補習教育に深く関わった文部官僚の言説により検討する。

松本喜一（文部省実業補習教育主事）は、1920年の実業補習学校規程においては「必しも公民科を特設するを本旨とはしない」としながら、「實際上現時の我が国民の程度としては公民的知見が余りに乏しきに過ぐると云ふ所からと今一つは既に修身科が特設されてある所であるからと云ふので、かの標準学科課程中に後期修身科の中に公民心得として、これを加へ、以て公民的知見を与ふることとし、一方大にこれが実践窮行の訓練に重きを置きたる次第である。」⁷⁾と述べ、後期の修身科の内容を公民心得とする旨の説明を行った。

千葉敬止（文部省実業補習教育主事）は、松本と同様、1920年の実業補習学校規程には「公民教育を行うべき主旨は…中略…第一条及び第八条に於て示されてるけれども、別に之が特別学科目が設けられてない。」としながら、松本よりさらに積極的な公民科の位置づけを行っている。すなわち、後期の修身科は主として公民心得に関する教材を教授するのであるから、学科目の名称もこれにふさわしいものを用いても可であるとし、「この度文部省に設けられたる公民教育調査会は、主としてこの後期修身科の公民心得に関する調査であるが、其の調査の題目は既に新聞紙にも発表された通り、公民科（後期修身科）教授要目としての次第故、後期の修身科は公民科として差支ない次第である。されば、今日まで公民教育に用いたる学科目としての種々の名称は、今後は公民科として統一したいものである。」⁸⁾と述べた。

後期修身科の内容を公民心得とし、そのカリキュラムに公民科教授要綱という名称を冠することによって、必須科目である後期修身科を名実ともに公民科に置き換えたのであった。実業補習学校において、公民科はかかる論理によって事実上「特設」されたのである。

また、栗屋謙（文部次官）は、公民教育調査委員会発足準備段階⁹⁾での次のような議論を紹介している。

「実業補習学校規程には公民科と云う言葉は無い。前期に於ても後期に於ても必修学科目としてあるのは修身であつて、其外には法制経済を便宜加設することが出来ると云う規程があるに過ぎない。唯幾らか似た言葉としては第八条に、適当な学科目に於て法制上の知識其他国民公民と

して心得べき事項を授けると云うことが書いてある。それ以外には公民科に関するようなことはない。そこで此名前を何と付けようか、修身科とした方が宜くはないか、公民と云うことは誤解が起こる。公民として法制上に書いてあるのは市町村の公民と云う字がある。公民と云えば市町村の公民と云う意味になりはしないか。所謂公民として授けんと欲するものは市町村の公民としての心得ではなくして、一般国民、国家の組織分子としての心得、又社会を組織する分子としての心得を含むものであって、道德と法律と経済の三つの部面を悉く包含して居る訳であるから、公民科と云うのは市町村の公民と紛らわしいがどうであろう云うような議論もありましたが、修身科とか国民科とか云う文字は響きが余り宜しくない、もう少ししくて申せば何だかもう古臭い、新しい感じを起す上に於て、多少問題があっても公民科と云う言葉が響きが宜しいと云うので此公民科と云う文字を使ったのであります。併し其頃は公民科だけでは心細いと云う訳で、(後期修身科)と括弧を入れてありました。其教授要項を拵えると云うことで漸く話がついたのであります。」

この議論から、第一に、実業補習学校における公民教育は、道德、法律、経済を包含する独自の教科を設置して行ふことが前提とされていること、第二に、その教科の名称をどうするかという議論の文脈においてのみ「後期修身科」という言葉が問題となっていることが解る。

第二の点は、栗屋が先の引用部分に続けて「所がこの公民教育と云う言葉は余程世間の感じが良かったと見えて、新聞や其他に於て大層歓迎されて、公民教育の必要と云うことを社会に於てもやかましく論ずるやうになった結果、段々公民科と云う字を使っても不思議はない、寧ろ今では公民科(後期修身科)などと云うと非常に滑稽に聞える位に進んで参りました。」と述べていることからさらに明かである¹⁰⁾。

事実上「特設」された公民科は、あくまでも修身と置き換えられたのであって、修身と合体したとか、修身が発展的に解消したとかいうようなものではなかったのである。

(2) 公民科「特設」明記のための法令改正の意向

このような論理による公民科「特設」をさらに確固たるものとするため、文部省は公民科の特設を明記する法令改正の検討も行っていた。

1924年5月に開催された第一回全国実業補習学校教員養成所長会議において、木村正義(文部書記官)は「従来の法制経済という項は今回公民とする考えにした従って施行規則もこの点だけ改正する考えである。」¹¹⁾と述べた。実業補習学校公民科教授要綱が成立するのは同年9月であり、訓令によりそれが公布されたのは10月である。実業補習学校公民科教授要綱についての論議は、実業補習学校教員養成所令施行規則に公民科「特設」を明記することを前提として行なわれていたのであり、このことは当然、実業補習学校規程の改正と一体のものとして計画されていたはずである。

文部省の法令改正の意向について、さらに、以下に示す雑誌『補習教育』1925年4月号の集報欄の記事より知ることができる¹²⁾。

「大正九年十二月に於ける実業補習学校規程の根本的改正は斯教育の顕著なる普及発達を促したが、文部当局に於ては時代の推移に鑑み一層の改善振興を図る為め、近き将来に更に本規程に改正を加えらるるそうである。

即ち其の第一として新に公民科を設け之を後期の必須科とする方針と承る、公民科の教授要綱は昨年既に発表せられ、該科の帰すべき所を示されたのであるから、之を必須科に加えらるるは

当然の結果である。……（第二，第三，略）……尚本規程の改正と同時に之に伴う実業補習学校教員養成所令施行規則にも改正を加え，公民科及体操科を必須科とする方針であると言う事である。」¹³⁾

このように，文部省は公民教育調査委員会における実業補習学校公民科教授要綱の論議の最中から，実業補習学校規程および実業補習学校教員養成所令施行規則に公民科特設を明記することを目指していたことは確実である。しかしながら，その後このような制度改正は実現しなかった。その理由については未だ不明であるが，おそらくは，1926年の青年訓練所の発足と，そこにおける「修身及公民科」設置との関わりで問題があったのではないかと思われる。

かかる法令改正が実現しなかったことによって，文部省が実業補習学校における公民科設置推進上不都合を感じたであろうことは，1930年に岡篤朗（元文部省実業補習教育主事）が彼の著作において次のように述べたことから推察できる。

「実業補習学校に於ては，従来，公民教授は行いつくりかえし，又，其の必要をも認めて居ながら，肝心，その規程の中には公民科を一学科と認めず，多くは，修身科と並べて之を授けつくりかえしあった。此れは，従来の改正新規程の不備であるためである。依て，大正九年改正の実業補習学校規程は更に，又，改正して，実業補習学校の後期に於ては，修身科に代えて，公民科を課し，之を必須課とすることに改むるべきである。」¹⁴⁾

法令改正の頓挫以降，実業補習学校においては「既に公民科を特設して公民教育の内容方法等定まれる」¹⁵⁾という木村正義（実業学務局工業及補習教育課長）の主張にみられるように，先述の論理に基づく公民科「特設」の既成事実化をさらに押し進めることにより，岡のいう「規程の不備」を克服していった。

2. 実業補習学校における公民科設置の具体化

では，1において明らかにしたような，文部省の公民科設置推進策は，実業補習学校においていかに具体化していったのだろうか。以下，実業補習教育に関連する諸会議における発言，答申等により考察する。

(1) 文部省主催実業補習教育講演会・協議会（1921年）

1920年の実業補習学校規程改正における目的規程の変更——「実業教育および普通教育の補習」から「職業教育および公民教育」へ——にともない，文部省は制度の普及・徹底の目的をもって，1921年6月28－30日の新潟県を皮切りに全国各地で「実業補習教育講演会」を開催した¹⁶⁾。講演題目は「……主として実業補習教育制度並に公民教育都市農村に於ける実業補習教育経済事情時事問題に関するもの……」¹⁷⁾であった。一例として新潟における講演題目，講師を以下に示す¹⁸⁾。

実業補習教育制度	文部省実業学務局長	山崎達之輔
都市補習教育	東京帝国大学教授工学博士	佐野 利器
農村補習教育	同 農学博士	澤村 眞一
実業補習教育ニ於ケル公民教育	同 文部書記官	関屋 龍吉
農村問題	東京帝国大学教授農学博士	横井 時敬
経済事情	同 法学博士	渡辺 鐵蔵

各開催地では、このような講演とともに協議会が開催され、文部省諮問事項、開催県の諮問事項につき論議、答申がなされた。各協議会に対する文部省からの諮問事項は「実業補習学校ニ於テ公民教育ノ徹底ヲ期スルニ適切ナル方法如何」であった。

新潟県で開催された講演会・協議会の記録を新潟県教育会が出版しており、その概要を知ることができる¹⁹⁾。よって、新潟県開催の実業補習教育講演会における協議を中心に考察する。

上記文部省諮問事項についての協議会における論議の冒頭では、そもそも公民教育ということ自体が如何なるものか判然としないのに、その徹底方法など論じようがない、という意見が多数を占めた。まずは公民教育とは一体如何なるものか定義を明確にしようという方向で論議が進んだのである。その席上、定義として「公民道德の教育」、「市町村制の公民の教育」、「国民公民としての立憲治下に於ける自治民としての教育」、等々が提案されたが論議未了のまま委員付託とされた²⁰⁾。

翌日の委員報告においては、公民教育を「立憲治下に於ける自治団体の一員たるに必須なる修養をなさしむるを目的とする教育」と定義したうえで答申案が提出され、原案通り採択された。

この公民教育の定義は、委員長山崎織次郎（長野県）の説明によれば「……大体それについては皆さんの御異論もあろうとは考えて居るが、何んとか考えなければ答申を作ることが出来ないと言うので、此の様に定めた……」²¹⁾のものであって、暫定的、ないしは最大公約数的なものである。

以上のような経過を経て得られた答申は以下の各項である。

- 一. 自治生活の全体（組織運用等）を理解し得るの素地を作り協同生活に必要な訓練を施し自治精神を体得せしむる事
- 二. 自己の属する自治体の現状を通じ自治制度の精神を理解し社会連帯の自覚を喚起する事
- 三. 公民的訓練の実践的指導を為す事
- 四. 優良なる教員養成に努むる事
- 五. 以上の精神による教授要目を文部省より速に発表ありたきこと

以上より、1920年の実業補習学校規程における公民教育の規定は、実業補習学校にとって具体的な指針となり得るものでなく、それゆえ、答申の第五項にみられるように、実業補習学校が具体的カリキュラムの発表を文部省に対し要請するということになるのは必然的であったことが明らかである。

また、同協議会において、富山県より公民科の特設を希望する発言がなされたが、その理由は「公民教育の意義内容に対して色々考えがまち／＼であって、私等も迷って居る」から、公民科の特設を明示し、同時に、教授書を文部省で編纂して欲しい、というものだった²²⁾。かかる主張も、文部省が推進する公民教育なるものが、実業補習学校にとって未だつかみどころのないものであるがゆえに、具体的内容に及ぶ指導を文部省に対し求めたものだった。

また、同年11月には、愛知県における実業補習教育講演会・協議会が開催された。新潟県同様、文部省諮問事項「実業補習学校ニ於テ公民教育ノ徹底ヲ期スルニ適切ナル方法如何」につき協議が行われ、以下の10項目の答申があった。

- 一. 公民科を特設すること

- 二. 公民科以外の学科に連絡をとり又常に時事問題により十分教授の徹底を図ること
- 三. 文部省に於て公民科教授の要目を制定すること
- 四. 同上公民科教科書を編纂すること
- 五. 補習教育に従事する教師は公民教育に関し明確なる理解を有し堅実なる徳操を具へこの精神を体して教育の任に当ること
- 六. 優良なる教員養成に務むること
- 七. 公民的訓練の実践指導をなすこと
 - 1 教授時間儀式会合其の他教授時間外に於ける種々の機会を利用し訓練をなすこと
 - 2 教師の自覚に基く示範を第一とし個人学級全校等の方面より自治的訓練を施すこと
 - 3 公民教育に関する校外訓練を適当ならしむること
- 八. 随時適当なる人士に科外講演を囑託すること
- 九. 小学校に於ける公民教育事項に連絡して一層之れが徹底に務むること
- 十. 優良なる地方自治団体の視察見学に努むること²³⁾

公民科の特設を答申していることに関して、以下のことに注意が向けられねばならない。

この講演会の開催より3年後、1924年5月に第1回実業補習学校教員養成所長会議が開催された。そこでは実業補習学校教員養成所の標準的な学科課程につき文部省案が示され、審議に附された。この文部省案には「公民」が含まれており、それに対し、愛知県の実業補習学校教員養成所長は「公民ということについて今日は地方では何れも迷っている、本省としてこれについて資料を提供して下さるか。」²⁴⁾との質問を行っている。

この質問が、上記答申がだされた数年後、しかも、実業補習学校標準学科課程の発表後に、先の講演会・協議会の開催県であった愛知の実業補習学校教員養成所長（実業補習学校教員養成所は地方における公民教育推進の中心である）によりなされていることに、事態の深刻さが現れている。

答申の第一項における公民科特設の要求は、文部省の諮問それ自体が政策浸透のための方策であり、ある種の強制力をもっていることの結果であるとみるのが妥当であろう。

さらにまた、答申第三、第四項とあわせて考えるれば、答申第一項における公民科特設の要望は、実業補習学校においては、公民科について具体的構想を持ち得ていないが故に、特設によって文部省が具体的な構想と資料を提示してくれることを望んだものであったということが、いよいよ明かとなってくる。

さらに、1923年4月に熊本で行われた実業補習教育講演会・協議会では、新潟、愛知の場合と同様の文部省諮問に対し、文部省が公民教育の要旨を明かにし、教授要目を制定し、かつ教科書を編纂すること、また、府県はその地方に適切な公民教育資料を編纂すること等を求める答申を行っている²⁵⁾。

いずれの開催地においても、実業補習学校から独自の具体的構想をともなって公民科の特設を提起することは無かったのである²⁶⁾。

(2) 第1回全国実業補習学校長会議（1922年）

1922年11月25日より3日間、文部省は第1回全国実業補習学校長会議を東京外国語学校において開催した。出席者は、北海道と各府県の実業補習学校長および事務主任、朝鮮総督府代表者等

の計200名であった。

協議事項中公民教育に関する事項は、以下の2点であった。

- 第一 実業補習学校に於て法制経済の知識を授くるに方り之を独立の一科目として課するの可否並に之を授くるの時期如何
- 第二 実業補習学校に於ける前期及後期に課すべき公民教材の範囲並に其の程度如何

これらは、協議の後委員付託となり、以下のような決議がなされた。

協議事項一 決議

実業補習学校に於ては法制経済を一学科目として課せざるを可なりと認む
但し高等科の課程に於ては土地の状況に依り一学科目として課するも可なり

協議事項二 決議

(イ) 公民教材の範囲は左の例に依るものとす

- (一) 国家及社会の制度組織に関する知識を与へ公的生活に対する道徳を發達せしむるに必要な事項
- (二) 国民生活を基礎としたる経済的能力を養成し国力發展に資するに必要な事項
- (三) 団体の一員として其の責務を自覺せしめ共同的生活に必要な訓練を与うるに適切な事項
 - (1) 家に関する事項
 - (2) 郷土に関する事項
 - (3) 職業に関する事項
 - (4) 地方自治に関する事項
 - (5) 社会に関する事項
 - (6) 国家に関する事項
 - (7) 国際に関する事項

(ロ) 公民教材の程度は前期に於ては教授の際是れに関連せる事項を平易に取扱い、後期に至りては前期の程度を進め何れも實際生活に適切な教材を選ぶものとす²⁷⁾

これら協議事項の提案理由、および決議に至る論議の過程を知り得る資料は見いだせない。しかし次のような推論が可能である。

1920年の実業補習学校規程第8条には公民教育に関わって「実業補習学校ニ於テハ適當ナル学科目ニ於テ法制上ノ知識其他国民公民トシテ心得ベキ事項ヲ授ケ又經濟觀念ノ養成ニ務ムルコトヲ要ス」との規定がある。また、同規程第5条には加設可能な科目として法制、経済が明示されていた。さらに、実業補習学校教員養成所令施行規則においては法制、経済が必須科目とされていた。実業補習学校でこれらの法令に準拠して公民教育に関する科目設定をなそうとしたときに、法制、経済の設置をどうするかは当然検討を迫られるものであったはずである²⁸⁾。

しかし、1922年2月15日付の通牒「実業補習学科課程ニ関スル件」により、実業補習学校の標準学科課程が示され、そこでは法制、経済は設定されず、後期の修身の内容が「公民心得」とされた。公民教育は主としてここで扱うように規定したのである。当会議はこの通牒発布の後に開

催したものであって、かかる文部省の公民科「特設」推進により、実業補習学校で生じたであろう困惑を反映したものと思われる。

それ故に、また、法制、経済とは異なる後期修身すなわち「公民心得」なるものの具体的内容をどうするのが新たな課題として表出する。これが、文部省が協議事項二を提案し、論議を求めた背景であった。

なお、「公民教材」が何を基礎として案出されたのかについては、即断は避けねばならないが、(イ)の(三)に示された各事項の、家族から国家へのいわゆる「同心円の拡大原理」による配列が、1922年の11月には文部省が作成していた実業補習学校公民科教授要綱の原案²⁹⁾と類似していること、起案にたずさわった委員は議長(栗屋謙実業学務局長)の指名により選出されていることなどから、文部省から事前に提供された資料によることも考えられよう。

(3) 第1回全国実業補習教育大会(1925年)

1925年7月22日より2日間、東京帝国大学農学部農業教育研究会、文部省構内実業補習教育研究会、および、全国実業補習学校教員養成所協会が主催して第1回全国実業補習教育大会を開催した。議長は木村正義(文部書記官)がつとめた。

本大会の開催は1924年の実業補習学校公民科教授要綱発表の後ということもあり、協議事項第五「普選実施に伴い養成所は公民科取扱上如何なる態度を採るべきか」にみられるように、公民科設置を既成事実として扱っている。

この協議事項については、ほとんど論議無くすぐに委員付託となった。委員は議長木村正義が指名した。協議事項第五の委員会報告は以下のようである。

立憲政治に対する公正の観念を養成し以て町村民の指導者たるの信念を養ふを主眼とし左記事項の精神を徹底せしむることに留意す

- 一. 我が国家社会に対する観念を徹底せしめ国史に基づき国体政体を明確に理解せしめ尊王愛国の精神を養う
- 二. 立憲国の公民として立法の主旨を明にし遵法の精神を養う
- 三. 人生に於ける経済の真義を明にし生活の内容を豊富にせしむること
- 四. 社会の進歩に伴ふ人類の幸福を基調とし大同団結の根本精神を養う
- 五. 時代思潮の趨勢を理解し職業を通して社会生存の一員たるの自覚と信念を養う

これらに対しては、質問、意見ともに無く、原案通り可決した³⁰⁾。短い大会期間であったということを差し引いても、論議は少なく、文部省の主導による運営が目だった。上記決議については、大会参加者の意見が反映していたものとは考えにくい。

以上の検討より、公民教育を独自の教科形態としての公民科を特設して行うという文部省の政策の具体化は、実業補習学校・実業補習学校教員養成所の「主体的なとり組み」によるものではなかったことが明かである。

これらの会議は毎年のように開催されたのだが、青年訓練所の設置以降(1926年)は、実業補習学校と青年訓練所の関係についての問題が主要な議題となり、公民科に関する論議はほとんどみられない。

3. 実業補習学校教員養成所における公民科設置の具体化

ここでは2と同様に、文部省の公民科「設置」推進策が実業補習学校教員養成所においていかに具体化していったのかについて、実業補習学校教員養成所長会議における発言等により考察する。また、文部省の公民科「設置」推進策が最も露に貫徹した実業補習学校教員養成所における公民科の設置状況を明らかにする。

(1) 第1回全国実業補習学校教員養成所長会議（1924年）

1924年5月16日より3日間、文部省が主催して第1回全国実業補習学校教員養成所長会議を東京外国語学校において開催した。出席したのは各道府県の実業補習学校教員養成所長、主任、その他関係者49名であった。会議の主要な目的は、教員養成所の標準的な学科目を確定することであり、そのため文部省は実業補習学校教員養成所学科課程案を示した。

その文部省案に示された公民教育に関する学科目・内容は、男子は「公民（社会生活ニ関スル事項）」、女子の場合は「修身及公民（国民道德ノ要領社会生活ニ関スル事項）」となっていた。

既にふれたが、この会議においては愛知の実業補習学校教員養成所長から「公民ということについて今日は地方では何れも迷っている、本省としてこれについて資料を提供して下さるか。」との質問があり、文部省側は、公民教育調査会の研究調査による要綱を近く訓令か通牒によって示すとの意向を明らかにした。

公民科についてはこれ以上議論が無く、希望条項として「一、公民科に就きては成るべく速やかに実業補習学校教員養成所教員を召集して本科の講習をなされたきこと」、「二、中等学校の法制経済を公民に改め且中等学校教員の検定試験科目中法制経済を公民に改められたきこと」が掲げられただけであった³¹⁾。

ここにおいて見いだされるのも、文部省の公民科「特設」策に対する困惑である。

(2) 実業補習学校教員養成所における公民科の設置状況

1で示したごとく、実業補習学校においては、法令上公民科の特設を明記していないという状態を、通牒、訓令等により克服していった。とりわけ、1924年の実業補習学校公民科教授要綱公布後は、事実上の「特設」扱いをすることとなった。

かかる実業補習学校における公民科「特設」に呼応するため、否、むしろそれを先導するために、実業補習学校教員養成所は公民科の「特設」を目指すこととなる。その最初の契機が、先述の第1回全国実業補習学校教員養成所長会議における、文部省の学科課程案の提示であった。

北海道及び各道府県の実業補習学校教員養成所における公民科設置の概況は〔表 道府県立実業補習学校教員養成所における公民科設置状況〕に示す通りである。

これより、一見して次のことが明かである。

第一に、公民科を設置したことがあるのは全体の8割を占める38道府県にのぼることである。法令上特設していない学科目の設置割合がこのような高率を示すことは極めて特徴的である。

第二に、公民科が初めて設置された時期は、ほとんどが実業補習学校公民科教授要綱公布時（1924年）と中等諸学校での公民科特設時（1930、1931年）に集中している。1924年以後数年間に公民科を設置したのは25県、1930年以後数年間に設置したのは10県である。

なお、公民科を設置したことがないのは8県である。このうち5県では、法制、経済、社会学

等の学科目をそれぞれ独立に設置していた。他の3県は多少例外的で、静岡では法制、経済及公民、石川では修身法制及公民、大分では修身及公民、法制経済といった学科目を設置していた。

これまで述べたきたごとく、公民教育を独自の教科形態としての公民科を特設して行うという文部省の政策は、実業補習学校・実業補習学校教員養成所の「主体的なとり組み」によって具体化したのではなかったという事実には照らしてみれば、かかる公民科の同時期一斉設置という実態は、文部省の働きかけという外在的要因に依るものとは考えようが無い。

この外在的要因としては、各種会議における文部省の諮問や文部官僚の発言の影響があったと思われる。

たとえば、1921年以降、各地で開催された実業補習教育講習会と同時開催された、各道府県協議会への文部省諮問事項「実業補習学校ニ於テ公民教育ノ徹底ヲ期スルニ適切ナル方法如何」にみられるような公民教育の強調がその例である。さらに先述した1924年開催の第1回実業補習学校教員養成所長会議において文部省が提示した、実業補習学校教員養成所の標準的学科目案における、「公民」の設定は決定的影響を与えたと思われる。

また、1924年に第1回公民教育講習会が、1925年には第2回公民教育講習会が、1930年には第3回公民教育講習会が開催される。これらの講習会においては、木村正義（文部書記官）が公民科についての講習を行い、公民科設置を奨励する発言をしている。

この講習会の参加資格は、実業補習学校教員養成所の所長、教員および実業補習学校の校長、教員であった。しかも文部省は地方長官に講習参加者の選定を命じ、選定書を前もって提出することを義務づけていること³²⁾にみられるように、文部省の意気込みには並々ならぬものがあつた。このような位置づけゆえに、特に第2回の講習会における、木村の「実業補習学校教員養成所なども従来は法制経済となつて居りますけれども之を公民科に改めて其処で公民教育を研究すると云うことが必要であります。」³³⁾との発言は小さくはない強制力を持ったはずである。

さらに、講習会等における指導に加え、次のような個別の指導が行われた。

秋田県は1924年2月26日付けで、実業補習学校教員養成所の設置を申請した。この申請中の「秋田県実業補習学校教員養成所規則」第7条には学科目として「修身及公民」があり、その内容は「国民道德ノ要旨・公民心得」であつた。実業補習学校標準学科課程の、修身前期（道德の要旨）、修身後期（公民心得）という設定に準じたものである。

『青年学校教員養成所學則』（180頁参照）には、秋田県の申請に対する文部省の通牒案が含まれている。それは以下のようである。

通牒案

年 月 日 局長

秋田県 知事宛

実業補習学校教員養成所設置ノ件ニ付通牒

本年二月二十六日付秋発教第一〇〇号申請標記ノ件別紙ノ通指令相成タル処実業補習学校教員養成所令施行規則第二条ノ次第モ有シニ付學則第七条中ノ公民ヲ独立ノ学科目トナスカ若ハ法制、経済ノ学科目ヲ加ヘ且ツ之ニ相当教授時数ヲ配当スル様訂正ノ上御開申相成度

文部省は、別紙にて設置申請を認める旨指令したが、同時に学科目の訂正を指示したのである。秋田県はこの通牒に従い、修身と公民を分離し、修身の内容を国民道徳の要旨、公民の内容を公民心得（法制経済文化史等）、と訂正した³⁴⁾。

実業補習学校教員養成所令施行規則第二条は、必須の学科目として法制、経済を、加設学科目として社会学大意を明記するのみであり、公民を独立の学科目にせよとの指示は、法令上「特設」を明記していないのに、強引に政策の浸透をはかるという文部省の公民科「特設」推進策の一面を如実に示すものである。

以上より、公民科は法令上に特設が明記されてはいなかったが、文部省の様々な指導・統制により極めて多くの実業補習学校教員養成所で設置されていたことがわかる。

また、『青年学校教員養成所学則』により以下のことがわかる。1930年以後に学科の名称が「公民」から「公民科」に変わっているところがある。例えば、岡山、佐賀、宮崎、沖縄が学科目名を公民として申請し、文部省は公民科と改めることを求めた。これらの場合に、文部省が「科」にこだわった背景には、やはり中等諸学校における公民科の設置ということがあるだろう。中等諸学校における公民科特設に際して、公民科と法制経済との違いを強調した文部省としては、独自の教科としての明確な位置付けを行いたいということではなかっただろう。

さらに、法制、経済との違いにこだわったものとして、次の例がある。和歌山県立実業補習学校教員養成所が、1934年に公民科の内容を「法制、経済、社会学、農業経済」として申請したのに対し、文部省がクレームをつけ、内容を「公民の心得、社会学、農業経済」に変更させた。埼玉では、当初の「政治経済及社会生活に必要な事項」を、「公民の概要」に変更させている。

実業補習学校教員養成所において、文部省の指導・統制が、学科目の名称、内容等に至るまで事細かになされていたことは、実業補習学校公民科の性格を考える上で示唆的である。

〔表 道府県立実業補習学校教員養成所における公民科設置状況〕

	1921	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	
北海道	設置		法制、経済、社会学													「修身及公民科」註1						
青 森											設置	公民	公民科			「修身及公民科」						
岩 手							設置	公民				～？										
秋 田				設置	公民									修身及公民			「修身及公民科」					
宮 城	設置	？～										修身及公民科			公民科			「修身及公民科」				
山 形	設置	？ 公民														「修身及公民科」						
福 島	設置	法制経済 註2				公民										～？						
新 潟	設置	法制経済、社会学				公民				公民科				「修身及公民科」								
茨 城				設置	法制、経済							公民科				「修身及公民科」の他に「社会学」						
栃 木				設置	法制、経済			公民										「修身及公民科」				
群 馬	設置	？						法制及経済、社会学						「修身及公民科」								
千 葉	設置	法制、経済						法制経済						「修身及公民科」								
埼 玉	設置	？			公民						公民科			「修身及公民科」								
東 京	設置	？						公民										「修身及公民科」				
神奈川	設置	法制経済		法制経済、社会学			法制、農政及経済、社会学								「修身及公民科」							
静 岡							設置	法制、経済及公民								「修身及公民科」						
山 梨	設置？						公民科（他に法制及経済がある）						「修身及公民科」									
長 野	設置	「修身、法制、経済」、社会学					法制経済、社会学								「修身及公民科」							
富 山					設置	公民										「修身及公民科」						
石 川	設置	修身法制及経済										修身公民				「修身及公民科」						
福 井	設置	？																「修身及公民科」				
岐 阜	設置	法制及経済					公民										「修身及公民科」					
愛 知	設置	法制及経済					公民										「修身及公民科」					
三 重					設置	公民										「修身及公民科」						
滋 賀	設置	法制経済				公民						公民科			「修身及公民科」							
京 都							設置	法制経済、社会学大意				公民			「修身及公民科」							
奈 良	設置	？～		法制経済、社会学			法制経済、社会				公民				「修身及公民科」							
和歌山	設置	法制、経済、社会学				公民				修身公民 註3				公民科		「修身及公民科」						
大 阪							設置	公民									「修身及公民科」					
兵 庫				設置	？				？～		公民		修身及公民科			「修身及公民科」						
鳥 取	設置	公民関連科目無し				公民										「修身及公民科」						
島 根													設置	公民(他に社会学あり)			「修身及公民科」					
岡 山	設置	法制、経済、社会学				公民						公民科				「修身及公民科」						

	1921	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41				
広島	設置	「教育」の学科課程中に公民教育											公民科			「修身及公民科」									
山口	設置	?～法制、経済							法制及経済			公民科			「修身及公民科」										
香川	設置				公民											「修身及公民科」の他に「哲学概論及社会学」									
愛媛	設置						公民										「修身及公民科」								
徳島	設置	法制、経済											公民 ※2「修身及公民科」 ※2												
高知	設置			法制、経済			公民（他に社会学あり）											「修身及公民科」と別に「社会学」							
福岡	設置	法制、経済				公民															「修身及公民科」				
大分	設置			?～ 修身及公民の他に法制経済															「修身及公民科」						
宮崎	設置	法制、経済				公民 ※3 公民科 ※3 註4																			
鹿児島	設置			法制、経済、社会 ?～				公民											「修身及公民科」と別に「社会学」						
熊本	設置	法制、経済、社会学							公民										「修身及公民科」						
佐賀	設置				公民							公民科					「修身及公民科」								
長崎	設置	法制経済教育					※4		公民 ※4 法制及経済、社会学 修身及公民					「修身及公民科」											
沖縄													設置	公民科		「修身及公民科」の他に「農村問題」									

本表の作成にあたって国立公文書館所蔵文部省文書『青年学校教員養成所學則』（全9冊）および『青年学校教員養成所設置廃止位置改称』（全6冊）を資料として利用した。これらの簿冊中には、各道府県立実業補習学校教員養成所（1935年以降は青年学校教員養成所）からの、設置および廃止申請、学則改正申請に添付された、実業補習学校教員養成所の新旧の学則が数多く含まれており、設置学科目および学科課程と、それらの変遷を知ることができる。

なお、この資料によっても不明な部分がある。特に、1924年以前が不明であるのが9県で、福井県は、1935年の青年学校教員養成所への移行まで不明である。しかしながら、さしあたり全国的動向を概観することは可能である。公民科設置割合等の数値は、これらの部分を除外して算出したものである。

表 註

註1 「修身及公民科」は青年学校令に規定された学科目である。

註2 法制経済の他、修身の一部として「社会学大意」が設置されている。

註3 修業年限の2年から1年への短縮にともなう変化である。修身公民の学科課程は「農村問題、地方自治、農業経済、農業政策及法規」とされており、修身の内容は明示されていない。事実上「公民」が継続しているとみてよい。その後、1934年には修業年限2年にもどり、「公民科」となる。

註4 いつから「修身及公民科」に改定されたかはいまのところ不明である。

※各道府県の学科目の変遷を示す帯を区切る縦の実線は学科目の変更時期を示す。区切りが縦の点線によるのは変更の時期が未確認で、推定で示した場合である。

むすび

本稿では以下のことを明らかにした。文部省は遅くとも1924年以来、実業補習学校において、修身とは別個のものとしての公民科特設をめざしていた。また、実業補習学校公民科教授要綱の公布はこのことを前提としていた。

公民教育を、独自の教科形態としての公民科を特設して行うという文部省の政策は、実業補習学校・実業補習学校教員養成所の「主体的なとり組み」によって具体化したものではなかった。

文部省は、公民科特設を明記する法令改正も目指してはいたが、かかる法令改正は何らかの理由により頓挫した。しかし、訓令や通牒によって、実業補習学校規程に公民科の特設を明記していないという「規程の不備」（岡篤郎）を克服するべく、事実上の「特設」を推進していった。

とりわけ、実業補習学校教員養成所における公民科「特設」の先導的な推進は、文部省の実業補習学校公民科に関する政策意図を最も如実に示すものであった。

1931年に木村正義（実業学務局長）は実業補習学校公民科教授要綱の公布を回顧して、「公民教育の問題が切実であった」がゆえに、「公民科の名称が未だ規程の内にも現れざる時に当つて、随分行き過ぎたと伝へば行き過ぎたと云へるであろう。」としながら、文部省がこの事業を「事実」に於て遂行完成した³⁵⁾ことを誇っている。

かかる認識は、本稿で明らかにした文部省の公民科「特設」策の重要な背景であった。木村は1925年に、公民教育調査会の設置および実業補習学校公民科教授要綱の公布に関して次のように述べている。

「時あたかも恰も普選問題、陪審法案の論議喧しき時に際会し、時勢は公民教育の必要を要求して止まず、従つて言論機関、就中東都の諸新聞は挙つて斯教育振興の必要を力説し、多大の援助を与へたのである。これ又我が国の公民教育の発達の上に閑却することは出来ぬ。」³⁶⁾

普通選挙実施にともなう問題は、文部省が公民科「特設」策をとるに至った重要な契機の一つであったことが知れる。では、普選に対応するために公民科の内容としていかなるものが要請されたのだろうか。

木村は、「憲法に依り付与せられ、法律に依りて認められた国民の政治参与権は、国民各自の公正なる自由と国家に対する深き理解、強き信念の下に行使せられねばならぬ。而して国民の政治参与をして国民共同の最大表現たらしめ、国利民福の最大要件たらしめねばならぬ。国民が政治に無頓着であり、国民に政治忌避の思想生ずる程、国家に採りて危険なるものはない。」³⁷⁾と述べている。ここに示されているのは、1920年代における、支配機構の帝国主義的再編の要としての普通選挙が機能するための条件であり、同時に公民科の目標として必須のものであった。これはもはや、徳目主義の修身には担いようのないものであった。

「はじめに」で指摘したような、実業補習学校公民科は修身と合体したものであるとか、修身が発展的解消をしたものであるといった先行研究における理解は、かかる時代状況を見失うものとなりかねないのである。

本稿で残された課題は、第1に、文部省が実業補習学校および実業補習学校教員養成所関連の

法令に公民科特設を明記しようとしながら、出来なかった理由を明らかにすること、第2に、実業補習学校および実業補習学校教員養成所において事実上「特設」した公民科の、設置の実態、内容・方法を明らかにすること、である。

註

- 1) 大森照夫・森秀夫「わが国における公民科成立の過程と成立後の展開」『東京学芸大学紀要』第20集第3部門、1968年。
中野重人「戦前における初期公民科の性格」『社会科研究』第17号、1969年。および「わが国における公民科教育の史的研究(1)―実業補習学校における公民科の成立―」『宮崎大学教育学部紀要社会科学』30号、1971年。
諸富文紀「近代日本公民教育史の研究(1)―実業補習学校の公民科教授―」創価大学教育学会『教育学部論集』第14号、1983年。
- 2) 文部省令第三十二号『^{（昭和）}教育制度発達史』教育史編纂会編、第8巻、524―528頁。
- 3) 文部省令第三十三号『官報』第2515号
- 4) 文部省通牒発二〇号『文部時報』第67号、1922年3月1日、2頁。
- 5) 篠原英太郎「公民教育に就いて」文部省実業学務局編『最新公民科資料精説』、1931年、7頁。
- 6) 篠原英太郎 同上書、7頁。
- 7) 松本喜一「商業補習学校の学科目と其の教材」『補習教育』第3号、1923年3月、44頁。私見であることとわっているが、実業補習教育主事の肩書きで執筆している。
- 8) 千葉敬止「実業補習教育における公民教育(三)」『農業教育』第263号、1923年5月、22頁。
- 9) 栗屋は「大正十一年の秋に委員を設けて色々相談したとき」と述べている。公民教育調査委員会規程を定め、その委員等を任命ないし囑託したのが1923年1月1日であるから、「相談」したのは委員会の発足以前ということになる。
- 10) 栗屋謙「実業補習教育の使命」文部省構内実業補習教育研究会編『実業補習教育の本質』、1928年3月、17―18頁。
- 11) 「全国実業補習学校教員養成所長会議」『補習教育』第16号、1924年6月、75頁。
- 12) 雑誌『補習教育』は、文部省内におかれた実業補習教育研究会が発行していた。この研究会は木村正義をはじめ、実業補習教育主事の岡篤朗、千葉敬止等の文部官僚が中心となって創設したもので、文部属の金井十郎平が幹事をつとめ編集の責任もおっていた。同記事を掲載した彙報欄は、この金井幹事が執筆したものであり、当時の文部省の意向をかなり正確に反映していると考えてよい。(木戸若雄『大正時代の教育ジャーナリズム』玉川大学出版部、1985年、71―73頁を参照した。)
- 13) 「高聲電話 実業補習学校規定の改正」『補習教育』第26号、1925年4月、88頁。
- 14) 岡篤朗『公民教育概論』賢文館、1930年、164頁。
- 15) 木村正義「修身教育と公民教育」『補習教育』第40号、1926年6月、11頁。
- 16) 開催地および開催時期は以下のようであった。括弧内は該当地域。
1921年
6月：新潟〔新潟、長野、富山、石川〕(『文部時報』第46号、1921年8月1日、27頁。)
10月：仙台〔宮城、岩手、福島〕(『文部時報』第54号、1921年、10月21日、15頁。)
11月：名古屋〔静岡、岐阜、三重、愛知〕(『文部時報』第61号、1922年1月1日、15頁。)
1922年

- 4月：福岡市〔福岡，長崎，大分，佐賀〕（『文部時報』第71号，1922年4月11日，48頁。）
 5月：水戸市〔茨城，群馬，栃木，千葉〕
 6月：秋田市〔秋田，青森，山形〕
 9月：広島市〔広島，岡山，山口〕
 10月：松江市〔島根，鳥取〕
 11月：大津市〔滋賀，福井，京都〕

（水戸から大津までは「彙報 補習教育の講演」『農業教育』第251号，1922年5月，55頁に示された「予定」。）

1923年

- 4月：熊本（「雑纂 熊本市に於ける実業補習教育講演会」『補習教育』第6号，1923年6月，109～111頁。）
 4－5月：徳島（「雑纂 文部省主催実業補習教育講演会」『補習教育』第5号，1923年5月，113頁。）
 8月：札幌
 9月：松江

（札幌，松江は，同上「雑纂 文部省主催実業補習教育講演会」に示された「予定」。9月に松江で開催予定となっていることから，1922年度における松江での開催予定には変更があったのかもしれない。）

- 17) 「彙報 補習教育の講演」『農業教育』第251号，1922年5月，55頁。
 18) 『文部時報』第46号，1921年8月1日，27頁。
 19) 新潟県教育会『文部省主催実業補習教育講演集』1922年3月。
 20) 各県2名の委員の指名は，議長を務めた新潟県内務部長がおこなった。
 21) 新潟県教育会 同上書，251頁。
 22) 新潟県教育会 同上書，233頁。
 23) 「静岡外三県連合実業補習教育協議会答申」『文部時報』第61号，1922年1月1日，15頁。
 24) 「全国実業補習学校教員養成所長会議」『補習教育』第16号，1924年6月，61～91頁。
 25) 「雑纂 熊本市に於ける実業補習教育講演会」『補習教育』第6号，1923年6月，109頁。
 26) なお，文部省諮問への答申に公民科の「特設」を盛り込むことは，愛知の講演会の数カ月前の8月，文部省が主催し，10日間にわたって開催した実業補習教育夏期講習会における講演の影響もあったと思われる。この講習会は，全国から350名の参加者を集めた。（『文部時報』第48号，1921年8月21日，24～25頁。なお「彙報」『農業教育』第243号，1921年9月，63頁，によれば参加者260余名となっている）。

文部書記官関屋龍吉は，講演中以下のように述べた。

「…是でチヨツと諸君が或は疑問をお懐きになるかと思ひますのは，（「実業補習学校規程改正の要旨」に一武藤^(ママ)法政経済又は修身国語等の学科目に於て伝々とありますから，公民科として独立した学科を置くのは善いか悪いかと云ふやうな御疑問があるかと思ひますが，此点は規定の改正の際に，私も委員の一人として加はつて居りましたが，イロ／＼議論がありまして，独立した一学科を置くが至当であると云ふ議論が多かつたのでありますけれども，是まで文部省の諸規定が修身と云ふものの中で法制経済の知識を一緒にの時間に教へるやうな仕組になつて居りますから，それで実業補習学校だけで公民科なり，又は国民科なり其他の名称で独立して置くと云ふことを，規定の表面に謳ふと云ふことは如何であらうかと云ふやうな話合であつたと思ひます，其結果斯う云ふ書

方になつたのでありまして、決して独立してお置きになつて差支へると伝ふ意味ではなく、寧ろ独立して一学科をお置きになると伝ふことが望ましいことであると伝ふことは、是は私が此處で申し上げても、敢て文部省の他の方からお叱りを蒙るやうなことは萬々ないと考へるのであります、…」（『実業補習教育に於ける公民教育』文部省実業学務局編『実業補習教育講演集』所収、1922年3月、8頁。）

27) 『文部時報』第96号、1922年12月21日、13-18頁。

28) 例えば、次のような設置例がある。

- 1921年6月17日埼玉県訓令第四十三号「埼玉県実業補習学校施設要項」第二教科及編制中に加設科目として法制、経済がある。（『文部時報』第51号1921年9月21日、12-21頁。）
- 1922年4月25日付 兵庫県訓令甲第六号「兵庫県実業補習学校設置標準」においては、後期の科目として法制経済がある。（『文部時報』第74号1922年5月11日、37-39頁。）
- 1921年11月1日付 広島県訓令第五十一号「広島県実業補習教育施設要項・町村実業補習学校標準」には、後期第2、3学年の修身の内容が、「道德ノ要旨公民ノ心得 法制及経済」のごとく設定されている。（『文部時報』第58号、1921年12月1日、9-11頁。）

29) 千葉敬止『日本実業補習教育史』東洋図書株式会社合資会社、1934年、343頁。

30) 「第一回全国実業補習教育大会議事録」『補習教育』第31号、1925年9月、29-65頁。

31) 「全国実業補習学校教員養成所長会議」『補習教育』第16号、1924年6月、64-92頁。

32) 「文部省告示第三百二十一号」『文部時報』第142号、1924年7月11日、17-18頁。

33) 木村正義「公民教育概論」『公民教育講演集 第二輯』文部省実業学務局、文部省構内実業補習教育研究会発行、1925年、41頁。

34) 1924年2月26日付「秋発教第一〇〇号 実業補習学校教員養成所設置申請」、および1924年3月27日付「秋発教第一〇〇号 実業補習学校教員養成所規則訂正ニ関スル件」。なお、本資料の読解にあたり福田和久氏の御協力をえた。記して感謝したい。

35) 木村正義「公民科の中心思想」『公民教育』創刊号、1931年4月、3頁。

36) 木村正義「公民教育の経過並に其の将来」『補習教育』第23号、1925年1月、6頁。

37) 木村正義、同上、7頁。